独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構九州支社公告第１号

平成30年８月６日独立行政法人都市再生機構九州支社公告第３号で公告した公共下水道の設置に関する工事の一部を次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

令和７年３月28日

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　間瀬　昭一

１　特定公共施設の種類及び名称　福岡広域都市計画下水道福岡公共下水道（路線Ａ４、Ａ11、Ａ12、Ａ13'、Ａ13－１、Ａ13－２、Ａ14、Ａ17、Ａ18、Ａ31～Ａ33、Ａ43、Ｂ１～Ｂ３、Ｓ３、Ｓ６－１、Ｓ６－２、Ｓ７～Ｓ14、Ｓ24～Ｓ26、Ｓ40、Ｓ41及びＧ１～Ｇ４）

２　工事の区域　福岡県福岡市東区箱崎六丁目、及び箱崎七丁目地内

３　工事の種類　公共下水道の設置に関する工事

４　工事の完了の日　令和７年３月28日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第３号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年３月28日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

１　指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道475号	三重県いなべ市北勢町阿下喜字北河原56番２から 三重県いなべ市大安町高柳字村前2158番１まで

２　指定する期日　令和７年３月29日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第４号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和７年３月28日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

１　指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道475号	三重県いなべ市北勢町阿下喜字北河原56番２から 三重県いなべ市大安町高柳字村前2158番１まで

２　指定する期日　令和７年３月29日

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示

令和７年３月28日

独立行政法人住宅金融支援機構契約担当役
財務企画部長　戸村　昌幸

次のとおり、参加申込書の提出を招請します。

１　当該招請の主旨

総合オンラインシステムは機構の基幹系システムである。令和７年度の制度改正及び機能改善に伴う業務アプリケーションの改修（以下「本業務」という。）を行う必要があるため、４の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加申込書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な設備・システムを有している法人等（以下「特定法人等」という。）との随意契約による契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して競争入札（総合評価落札方式）による入札書の提出を要請する予定である。

２　業務概要

⑴　業務名

総合オンラインシステムの改修（令和７年度第一次制度改正・機能改善）業務

⑵　業務内容

総合オンラインシステムの業務アプリケーションの改修業務を実施するものである。

⑶　履行期限

契約締結日から令和８年10月31日

３　業務目的

総合オンラインシステムは機構の基幹系システムであり、全環境で500台を超えるサーバで構成される大規模システムである。本業務は、本件受託事業者だけでは完結せず、関連する複数の事業者と相互に協力及び調整の上、それぞれが受託する業務を確実に実施することで達成されるものである。

そのため、本業務は、複数の事業者との関連を十分に把握した上で、仕様書に掲げる対応等のそれぞれにおいて、設計、開発、テスト、移行、導入等の作業を完遂することを目的とする。

４　応募要件

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　令和７・８・９年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ若しくはＢの資格を有する者又は令和７・８・９年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「役務の提供等」のＡ若しくはＢの資格を有する者であること。

⑶　全省庁統一資格を用いて公募に参加する場合において、国土交通省から指名停止措置を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

⑷　機構から競争参加停止等処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

⑸　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらの者と関係のある者でないこと。

⑹　仕様書に記載した要件をすべて満たすことができる者であること。